## (関連分野)

定住外国人への日常生活支援

#### (事業の名称)

定住外国人の子弟に対する日本語教育等の支援

# (関係省庁名)

文化庁

# 事業の概要

### (事業内容)

定住外国人の親や子供の日本語能力の向上を図るため、一定の日本語能力を有する 日系ブラジル人等の定住外国人を指導者等(補助を含む)として活用した日本語教室 を開設する。

# (必要な人員・雇用数等)

本事業での日本語指導者等については、一定の日本語能力を有することが望ましい。

# (委託費水準)

雇用を行う人材に応じて、地方公共団体が自由に設定。

# (事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正を要する事項は特に存在しない。

## (期待される効果)

定性的効果: それぞれの外国人の母語で日本語教育を行うことにより、高い学習効果が 望まれるとともに、日本語学習への動機付けになり、日本語学習者の増加が 見込まれる。

## (先行事例)

日系人等を活用した日本語教室の設置については、平成19年度より「生活者としての外国人」のための日本語教育事業で実施している。

#### (期間後の取扱い)

引き続き、市町村等において雇用されることが望ましい。

#### (関係省庁担当者連絡先)

文化庁文化部国語課 日本語教育専門官 西村泰雄 / 庶務係長 本多秀幸

電話番号:03-6734-2839 / ファックス:03-6734-3818